

令和3年度 第2回猪名川町農会長会次第

と き 令和3年7月7日(水)
午後6時30分から
ところ 猪名川町立社会福祉会館大ホール

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 猪名川町農業環境課関係

- ① 令和3年度水稲・そば作付状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- ② 経営所得安定対策等について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- ③ 営農活性化補助金(パイプハウス)について・・・・・・・・ P. 8
- ④ ため池保険について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
- ⑤ 有害鳥獣・森林里山関連について・・・・・・・・ P. 12

(2) 阪神農業改良普及センター関係・・・・・・・・ P. 16

(3) 農業共済関係・・・・・・・・ 別冊

(4) 兵庫六甲農業協同組合関係・・・・・・・・ 別冊

(5) その他

令和3年度 水稻・そば作付状況について

1. 主食用水稻

年度	作付面積 (a)	生産目安 (a) (H29 まで配分面積)	作付率 (%)
H25	19,526.5	19,806.2	98.2
H26	19,054.5	18,987.3	100.4
H27	18,819.4	18,748.6	100.4
H28	18,607.1	18,807.6	98.9
H29	18,439.6	18,719.9	98.5
H30	18,520.7	18,200.0	101.8
R1	18,214.1	18,200.0	100.1
R2	17,338.7	18,200.0	95.3
R3	17,175.3	17,300.0	99.3

○対前年比 作付面積 ▲163.4a

2. そば

年度	作付面積 (a)
H25	2,632.8
H26	2,136.5
H27	2,323.5
H28	2,132.6
H29	1,959.2
H30	1,720.5
R1	1,560.1
R2	1,912.4
R3	1,771.8

○対前年比 作付面積 ▲140.6a

令和3年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

猪名川町地域農業再生協議会

予定数量	861 t
予定面積	176.1 ha
基準単収	489 kg/10a

生産目安	848 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	490 kg/10a

集落番号	集落名	水田面積 (a)	令和3年産米の需要量に関する情報								〈参考〉令和2年産米の作付状況				
			作付予定面積												
			水稲				そば				水稲			そば	
			主食用米 (a)	2年産との比較	新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量 (玄米kg)	(30kg/袋)	(a)	2年産との比較	作付目標面積 ① (a)	主食作付面積 ② (a)	その他水稲	作付率 ②/①	作付面積 (a)
1	原	1,244.2	577.6	▲ 6.4	0.0	0.0	28,245	942	89.2	0.0	652.0	584.0		89.6	89.2
2	内馬場	707.9	256.1	0.0	0.0	0.0	12,523	417	24.4	0.0	268.1	256.1		95.5	24.4
3	民田	784.1	438.3	8.3	0.0	0.0	21,433	714	0.0	0.0	478.5	430.0		89.9	0.0
4	上阿古谷	2,333.3	1,479.4	15.4	0.0	0.0	72,343	2,411	40.5	14.0	1,486.6	1,464.0		98.5	26.5
5	下阿古谷	1,172.6	746.0	0.0	0.0	0.0	36,479	1,216	50.2	11.1	727.3	746.0		102.6	39.1
6	北田原	1,303.5	616.4	17.9	0.0	0.0	30,142	1,005	0.0	0.0	672.5	598.5		89.0	0.0
7	南田原	1,636.9	597.5	74.9	0.0	0.0	29,218	974	0.0	0.0	713.0	522.6		73.3	0.0
8	北野	364.1	180.8	8.1	0.0	0.0	8,841	295	0.0	0.0	273.5	172.7		63.1	0.0
9	紫合	2,284.6	1,030.5	▲ 1.7	0.0	0.0	50,391	1,680	56.1	▲ 12.1	1,104.6	1,032.2		93.4	68.2
10	柏梨田	515.1	181.4	0.5	0.0	0.0	8,870	296	13.5	0.0	204.6	180.9		88.4	13.5
11	上野	862.1	358.2	36.5	0.0	0.0	17,516	584	99.2	12.5	419.1	321.7		76.8	86.7
12	広根	1,464.7	855.5	▲ 17.1	0.0	0.0	41,835	1,395	8.9	▲ 8.9	872.0	872.6		100.1	17.8
13	銀山	233.4	55.0	0.0	0.0	0.0	2,690	90	0.0	0.0	54.0	55.0		101.9	0.0
14	猪淵	439.1	152.5	4.6	0.0	0.0	7,457	249	41.1	30.8	144.6	147.9		102.3	10.3
15	肝川	889.7	521.3	0.1	0.0	0.0	25,492	850	0.0	0.0	504.3	521.2		103.4	0.0
16	差組	599.7	235.4	▲ 17.8	0.0	0.0	11,511	384	0.0	0.0	313.9	253.2		80.7	0.0
17	万善	931.3	179.4	▲ 15.5	0.0	0.0	8,773	292	23.5	8.5	250.5	194.9		77.8	15.0
18	槻並	3,742.0	1,799.6	▲ 56.8	0.0	0.0	87,999	2,933	237.8	▲ 42.4	1,946.3	1,856.4		95.4	280.2
19	木津上	1,330.4	480.7	▲ 9.2	0.0	0.0	23,506	784	54.9	▲ 2.8	586.4	489.9		83.5	57.7
20	木津	582.0	368.1	0.0	0.0	0.0	18,000	600	0.0	0.0	356.8	368.1		103.2	0.0
21	木間生	554.1	282.1	0.0	0.0	0.0	13,795	460	0.0	0.0	286.0	282.1		98.6	0.0
22	朽原	1,100.3	480.2	▲ 1.5	0.0	0.0	23,482	783	0.0	0.0	471.3	481.7		102.2	0.0
23	林田	516.3	111.2	0.0	0.0	0.0	5,438	181	0.0	0.0	128.9	111.2		86.3	0.0
24	笹尾	1,579.2	843.6	155.9	0.0	0.0	41,252	1,375	413.4	▲ 150.2	842.0	687.7		81.7	563.6
25	清水	864.3	384.4	▲ 3.3	0.0	0.0	18,797	627	26.8	0.0	418.3	387.7		92.7	26.6
26	清水東	946.6	621.6	0.0	0.0	0.0	30,396	1,013	0.0	▲ 40.1	634.2	621.6		98.0	40.1
27	仁頂寺	335.3	137.3	▲ 4.8	0.0	0.0	6,714	224	0.0	0.0	173.3	142.1		82.0	0.0
28	島	465.8	234.8	1.5	0.0	0.0	11,482	383	15.0	0.0	238.4	233.3		97.9	15.0
29	鎌倉	937.6	557.0	34.1	0.0	0.0	27,237	908	44.3	▲ 7.6	563.3	522.9		92.8	51.9
30	杉生	1,303.6	599.8	0.0	0.0	0.0	29,332	978	0.0	0.0	560.7	599.8		107.0	0.0
31	西畑	995.2	455.1	▲ 9.6	0.0	0.0	22,254	742	192.5	▲ 102.1	406.3	464.7		114.4	294.6
32	柏原	2,697.6	1,194.3	47.5	0.0	0.0	58,401	1,947	185.2	34.0	1,259.4	1,146.8		91.1	151.2
33	農会外	2,005.7	596.3	0.0	0.0	0.0	29,159	972	0.0		710.4	596.3		83.9	38.8
	合計	37,702.3	17,607.4	261.6	0.0	0.0	861,003	28,704	1,616.3	▲ 294.1	18,721.1	17,345.8	0.0	92.7%	1,910.4

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス
 ※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

経営所得安定対策等について

1. 各交付金の交付要件

経営所得安定対策の各交付金の交付を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

①畑作物の直接支払交付金

- ・販売実績があること
- ・認定農業者、集落営農、認定新規就農者であること
- ・検査を受けていること

②水田活用の直接支払交付金

- ・販売実績があること
- *助成項目により異なります。

2. 販売実績（出荷・販売）の確認について

出荷・販売の確認書類については、農家は5年間の保管が必要です。本町では、交付要件の確認を行うために下記書類の提出を求めており、それを町で一括して証拠書類として保管します。

つきましては、出荷・販売を確認する方法について、次の書類を準備してください。役場への提出時期については、該当者へ直接通知します（概ね11月頃）。

① 量販店、市場等へ出荷している場合

- ・ 出荷・販売契約書の写し
- ・ 売り上げ伝票の写し等、販売量が確認できるもの

② 道の駅いながわ（直売所）に出荷している場合

- ・ 出荷記録

道の駅より提供いただく予定となっておりますが、ご家族の名前で出荷している等の理由で農業者名と道の駅の出荷者名が一致しないケースや、営農計画書に記入いただいた農作物と別の農作物を作付・出荷しているケースが例年多くみられます。これに該当する場合は、事前に農業環境課までご連絡ください。

③ 無人販売所に出荷している場合

- ・ 直売計画書（任意書式）
 - ・ 販売していることを確認できる写真（陳列の様子など）
- ※必ず、交付金を受ける作物全ての写真を提出してください。
- ・ 販売記録（日々の売り上げを整理した帳簿の写し）

④ 知人、友人に販売している（金銭の授受が伴っている）場合

- ・ 直売計画書（任意書式）
- ・ 出荷販売契約書（任意書式）
- ・ 販売記録（販売した数量等）

★注意事項★

本年度より野菜の生産日誌の提出は不要としております。

しかしながら、果樹は新植3年未満の場合のみ対象となるため、生産日誌を必ずご提出いただくとともに、苗木等の購入伝票をご提出ください。

この他の方法で出荷・販売を行っている農家で、確認方法について不明な場合は農業環境課までお問合せください。

集落内の経営所得安定対策等直接支払交付金の申請者へご周知の程よろしくお願いたします。



1圃場（ほじょう）につき、1枚記入してください。

令和3年度 生産日誌

提出日 月 日

■農家情報

名前	
住所	猪名川町
農会（地区）	
電話	

■作付情報

せいさんほじょう 生産圃場	
品目	
はしゅ ていしよく 播種（定植）	月 日

※ 実施計画書（野帳）に記載している品目を記入してください。

■生産日誌

投入資材 （農薬は除く）	投入日		肥料名
	月	日	
	月	日	
	月	日	
	月	日	
	月	日	
防除内容	防除日		農薬名
	月	日	
	月	日	
	月	日	
	月	日	
	月	日	

※ 「肥料名」、「農薬名」は可能な限り記入してください。

収穫日	月 日
収穫量	
出荷先	

※ 収穫量は、“個数”、“重量”いずれの単位で記入していただいても構いません。

※ 出荷先は、分からない場合は空欄で構いません。

令和3年産の直売計画書

住所： _____

氏名： _____ (印)

1 品目

2 販売場所（販売先）

住 所： _____

名 称： _____

電話番号： _____

3 販売予定時期及び出荷予定数量

実施時期		出荷予定数量 (kg)	備考
月	上旬		
	中旬		
	下旬		
月	上旬		
	中旬		
	下旬		
月	上旬		
	中旬		
	下旬		
月	上旬		
	中旬		
	下旬		
月	上旬		
	中旬		
	下旬		
合計			

※ 直売所等で販売を目的に生産する場合は作成して下さい。
 出荷・販売伝票とともに証拠書類として5年間保管して下さい。

令和3年産の販売記録

住所：猪名川町 _____

氏名： _____ (印)

1 品目

2 販売記録

販売年月日	販売先	販売数量 (kg)	販売額 (円)

※ 直売所等で販売した場合は作成して下さい。なお、無人販売所で販売された場合は、販売行為を確認できる写真を添付してください。
販売を確認する証拠書類です。5年間保管してください。
領収書（控）等があれば、併せて保管してください。

令和3年度

営農活性化補助金のご案内

パイプハウスやぶどう棚を新設される方、そばを栽培している方、果樹を植栽される方に対して猪名川町が独自に補助金を交付します！

農家の皆さんを
支援します！！

①パイプハウス等設置支援事業

【助成金額】 ※上限200万円まで

パイプハウス 200㎡以上	対象金額×1/2
パイプハウス 200㎡未満	対象金額×1/3
ぶどう棚 25万円以上/a	対象金額×1/2

【申し込み方法】

9月末までにJAに申し込み
※野菜部会会員が対象



②果樹産地活性化支援事業

【対象品目】

栗、ぶどう、柿、ブルーベリー、桃、梅、ゆず、キウイ

【助成金額】

最低購入本数以上の購入	購入費用×2/3
最低購入本数未満の購入	購入費用×1/2

※最低購入本数については、品目によって異なります。

【申し込み方法】

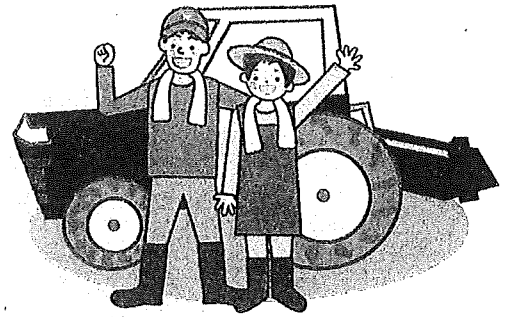
8月頃、果樹部会会員にご案内します。
※果樹部会会員が対象



③ そば栽培支援事業

【助成金額】

基本助成金額	10,000円/10a
団地化加算金	10,000円/10a



【玄そばの買取り】

北海道産玄そば12月価格の最高額+乾燥調整費+100円

【実施時期】

播種：8月上旬～下旬

刈取：11月上旬～下旬

※天候によって時期は変更になる場合がございます。

【申し込み方法】

農会を通じて猪名川町役場農業環境課に申し込み。



④ 北摂栗生産環境整備事業

【内容】

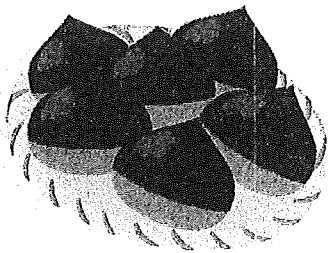
高齢化等の理由により、栗の木の剪定を剪定士に委託する生産者に対して、委託費用の一部を助成します。

【対象者】

町内で北摂栗を生産し、道の駅いながわ又はJA兵庫六甲に出荷している猪名川果樹部会会員

【助成金額】

剪定費用の2分の1を補助(上限5万円)



補助金を受けるためにはそれぞれ要件があります。
詳しくは、下記お問い合わせまでご連絡ください。

お問い合わせ：猪名川町役場農業環境課 072-766-8709

令和3年7月7日

農会長 各位

猪名川町地域振興部農業環境課

「ため池保険」の継続・新規加入について（ご依頼）

盛夏の候、貴職におかれましてはご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は町農政ならびにため池事業の推進につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご加入されています「ため池の施設賠償責任保険」が8月26日をもって満期を迎えることから、ご案内いたします。

つきましては、下記の要領にて、貴農会所属の「ため池所有者・管理者」の方々のご加入を取りまとめていただき、猪名川町農業環境課までご報告下さいますようお願い申し上げます。

記

1.加入申込方法

- ① 現在加入されているため池については、添付しております一覧表に記載しておりますので「防護柵」「立て札・看板」の有無確認のうえ、「継続」欄の「継・否」いずれかに○印をお付けください。
- ② 今回新たに加入を希望されるため池については、申込書の空欄に必要事項をご記入いただき ㈱関西リスクシェアリング（担当・宅間Tel 090-8212-9309）までご連絡ください。保険料は後日個別に連絡させていただきます。
- ③ 申込書右上に会長名の記名と捺印をお願いします。

2.保険料のお支払い方法

保険料は、申込書各池の右欄の保険料の集金をお願いします。

農会ごとにまとめて申込書とともに猪名川町農業環境課にご持参ください。

3.申し込み締め切り日 8月5日（木） 期日厳守

4.その他保険に関する質問などがありましたら㈱関西リスクシェアリング
(TEL.090-8212-9309 担当・宅間) までご連絡ください。

『ため池保険』に関するQ&A

Q 1, この保険は、だれのためですか？

A 1, 申し込まれた「池・水路」の管理者や管理組合等の代表者のための保険です。

Q 2, どんなときに支払われる保険ですか？

A 2, 申し込まれた池や水路で、管理者のミスや不具合で発生した事故に対して被害者の方より賠償請求があった場合に対応してお支払いする保険です。

例えば、

- ① 池や水路で第三者の人が壊れていた防護柵の間から転落してケガ又は死亡したとき。
- ② 池や水路で第三者の自転車が、倒れていた「立ち入り禁止」の立て札にあたり乗っていた自転車が壊れたとき。

こんな場合は支払われません。

- ① 被害者の故意や過失で生じた時。
- ② 地震、噴火、洪水などの天災によって生じた時。

Q 3, この保険では、何が支払われるのですか？

A 3, A 2の例で発生した事故で、
身体に対しては、治療費や応急手当の費用などの支払い。
財物に対しては、修繕費などの支払い。
その他、被害者とのトラブルを解決するために要した裁判費用や弁護士費用などの訴訟費用が支払われます。

Q 4, 管理者や管理の代表者が事故にあった場合はこの保険で支払われますか？

A 4, 保険を申し込まれた管理者や管理の代表者には、支払われません。
この場合は、個人で加入されている生命保険や傷害保険が支払い対象となります。
◆管理者とは、池や水路を個人で所有されて、個人名で申し込まれた方（ご本人）とその同居の2親等以内の親族。
◆管理の代表者とは、池や水路を水利組合や団体の所有とされているところで、組合長や会長と役員（執行委員）の方。

Q 5, 管理の代表者の家族は賠償を受ける対象になりますか？

A 5, この場合は組織、団体として見ますので、家族の方は賠償を受ける対象となります。

Q 6, 管理者と所有者及び地権者との関係はどのようになりますか？

A 6, 管理者として保険を申し込まれた方以外は、賠償を受ける対象者となります。

Q 7, では補償の額は、いくらまで支払われますか？

A 7, 身体、財物に対しては、1事故3億円（免責0円）までの補償

質問、相談などがありましたら(株)関西リスクシェアリング 宅間 までご連絡ください。

☎072-766-1540

**今年度の有害鳥獣(シカ・イノシシ・アライグマ・ヌートリア)の捕獲実績
令和3年4月～令和3年6月**

捕獲地区	捕獲鳥獣(頭)								計
	シカ			イノシシ			アライグマ	ヌートリア	
	銃	箱わな	のり網等	銃	箱わな	のり網等			
原	1		1						2
内馬場							1		1
民田			1						1
上阿古谷		1					5		6
下阿古谷	3	2			1		2		8
北田原							3		3
南田原									0
北野							1		1
紫合	2				2		5		9
柏梨田							1		1
上野									0
広根									0
銀山									0
猪淵							3		3
肝川							1		1
差組							4		4
万善									0
槻並		2	1		2		8		13
木津上		1							1
木津		1			1		1		3
木間生									0
枋原									0
林田						8	3		11
笹尾							5		5
清水									0
清水東							3		3
仁頂寺									0
島			1			1	7		9
鎌倉					1				1
杉生							2		2
西畑							1		1
柏原									0
伏見台			1						1
合計	6	7	5	0	7	9	56	0	90

【鳥獣対策サポーター派遣支援事業】

『農会向け・鳥獣被害対策セミナー』

の開催について

『せっかく対策しているのに…、
シカやイノシシによる農作物被害が中々減らない。』



『もっと効果的な方法はないか！？』

そんな疑問を感じながら、日々苦勞し工夫しながら有害鳥獣対策をされているのではないのでしょうか。

町では、せっかくの対策がもっと効果的になるように、鳥獣対策の専門家（民間の専門事業者・鳥獣対策サポーター）を地域へ派遣し、野生動物の生態や特徴、被害対策の具体例（成功例、失敗例）などについて学んで頂くため、「農会向け・鳥獣被害対策セミナー」を計画しています。

このセミナーは希望農会ごとに開催するもので、自治会館等みなさんの身近な場所へ講師を派遣し、ご近所の方同士で集まって頂きます。

これまでも個人や地域で電気柵等の設置や箱わなによる捕獲等、被害対策に取り組んでおられることと思いますが、この機会にあらためて専門家の話を聞き、日頃抱いている疑問を質問・相談してみたいはいかがでしょうか。

- 対象 希望農会の農家の方（農会ごと開催）
- 時期 令和3年10月～令和4年2月（※）
- 場所 自治会館等（※）
- 講師 町が委託した民間事業者
- 内容
 - シカ、イノシシ、アライグマの生態・特徴
 - 被害対策の具体例（他地域での成功例・失敗例）
 - 電気柵等の正しい設置方法
 - 質疑応答 など（※）
- 申込み 開催を希望される場合は、8月5日（木）までに農業環境課・有害鳥獣担当（TEL 072-766-8709）までご連絡ください。ただし、ご希望が多い場合は、全てのご希望に添えない場合があります。

※ 開催日時、会場、内容などについては、希望農会ごとに相談、調整させていただきます。

鳥獣被害防止柵購入事業補助金

の活用をご検討のみなさまへ

○補助金の交付については、予算の範囲内となります。ご検討の場合はお早めに申請ください。

- ・ 獣害対策用の電気柵等資材については、町がその購入経費の一部を補助する事業を平成29年度より実施しています。
- ・ 令和3年度からは、栽培した農作物を出荷していない場合も補助の対象となります。
- ・ 補助事業の内容や手続については、本チラシをご確認いただくとともに、役場農業環境課までお問合せください。
- ・ 補助金の交付については予算の範囲内となります。

【補助事業の概要】

①補助の対象者（以下全ての要件を満たす方）

- ・ 町内に住所を有する農業を営む個人又は法人であり、現に農作物被害を受け、または受ける恐れがあること。
 - ・ 獣害防止柵を設置しようとする所有農地等で農作物を栽培していること。（ただし、出荷の有無によって補助上限額が異なります）
 - ・ 町税の滞納がないこと。
 - ・ 同一年度において、本人または同一世帯人等が、この補助金を受けていないこと。
 - ・ 過去8年以内に、同一農地で本事業または国・県等の補助を受けていないこと。
- ※ただし、農地の防護機能を高めるために、他の種類の防護柵を組み合わせる場合は、この限りではありません。

②補助の対象

- ・ 電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費

③補助金額

- ・ 購入費用（税抜）の1/2
個人（出荷もしくは出荷予定の場合）：最大5万円（法人は最大10万円）
個人（出荷しない場合）：最大3万円

④利用（申請）の手続

必ず資材購入前に申請手続が必要です。

※ 農業環境課窓口でのみ受付します。

【問い合わせ先】

猪名川町 農業環境課 有害鳥獣担当

TEL: 766-8709

FAX: 766-7725

町内で豚熱に感染したイノシシを確認！

感染拡大防止にご協力ください。

【1例目】

確認地点 猪名川町肝川地内
発見日 令和3年6月17日(木)
確認日 令和3年6月18日(金)
個体情報 イノシシ(成獣、メス)

【2例目】

確認地点 猪名川町白金地内(登り尾公園)
発見日 令和3年6月24日(木)
確認日 令和3年6月25日(金)
個体情報 イノシシ(幼獣、オス)

【豚熱とは】

- CSF(豚熱)はCSFウイルスにより起こる豚とイノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。なお、豚・イノシシ以外の動物に感染することはありません。
- CSF(豚熱)に罹患した豚等の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。

【感染拡大防止に向けて】

- ウイルスが付着した土などを靴底につけたまま歩き回ると、ウイルスを運んでしまう恐れがあります。山中に入山された場合等は、靴底の洗浄にご協力ください。(可能な限り水で洗い流してください。)

【有害捕獲活動について】

- 兵庫県の方針では、感染拡大防止対策を講じたうえでイノシシの有害捕獲は積極的に行うこととされています。従事者は使用した用具・車両等の消毒を十分に行ってください。
- 銃猟については、当面の間、実施を見合わせます。(追い立てることが感染拡大につながる恐れがあるため。)

山際などで、異常があるイノシシを発見した場合は
直ちにご連絡ください！

【問い合わせ先】

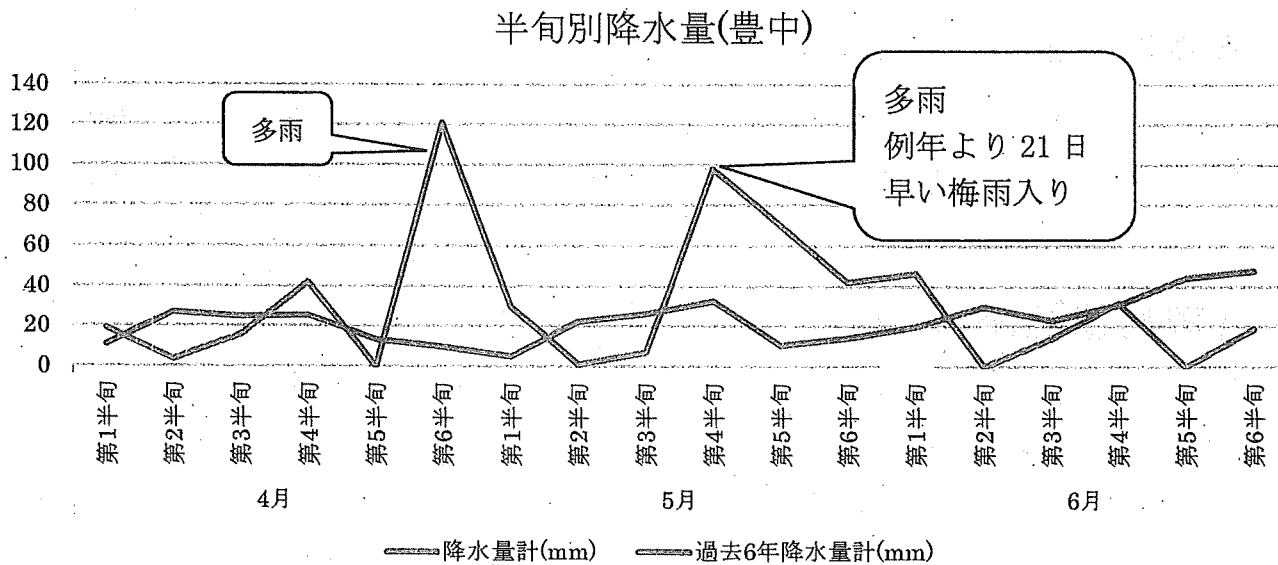
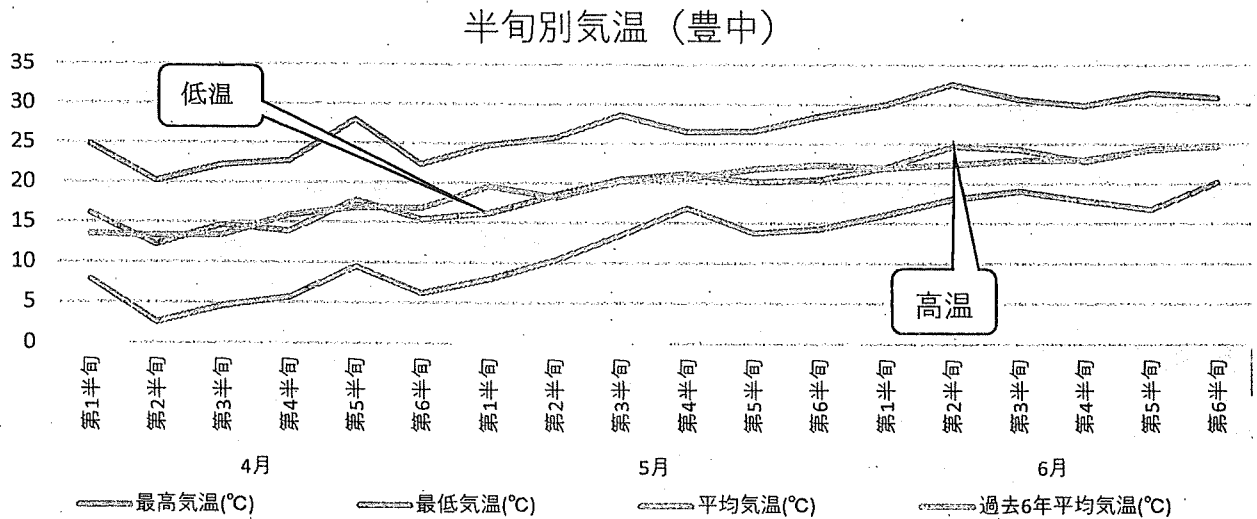
猪名川町 農業環境課 有害鳥獣担当
TEL: 766-8709
FAX: 766-7725

水稲の中間管理について

令和3年7月7日
 阪神農業改良普及センター

【これまでの気象状況と7月～9月の3ヶ月気象予報】

●近畿地方は5月16日ごろ梅雨入りしたと見られます（平年：6月6日、昨年6月10日）。4月は低温傾向でした。その後梅雨入りまでは、雨が少ない状況でした。



●令和3年6月25日大阪管区气象台発表の7月～9月の3か月の天候の予報は、次のとおりです。

- ・向こう3か月の平均気温は、高い・平年並みの確率はともに40%、低い確率は20%。
 降水量は、多い確率40%、平年並み・少ない確率はともに30%。
- ・7月：前半は曇りや雨の日が多く、後半は晴の日が多い。
- ・8月：平年と同様に晴れの日が多い。
- ・9月：平年に比べ晴れの日が多い。

【水稻の生育状況について】

●生育状況（6月25日調査） 品種：キヌヒカリ

- ・平年に比べて、草丈・茎数ともに多くなっています。

生育調査結果

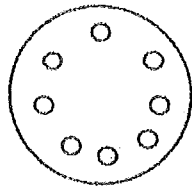
	草丈 (cm)	茎数 (本/坪)
本年	33	930
平年	31	742

* 水稻気象感応調査（兵庫県立農林水産技術総合センター）結果

** 調査概要：播種5月10日、移植5月31日、m²当たり18.0株、1株4本植え

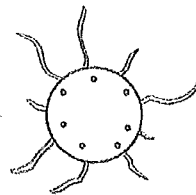
【水稻の中間管理】

●中干しについて



中干し前の根の断面模式図

全体に白っぽくなめらかで、太い。通気組織が発達している。



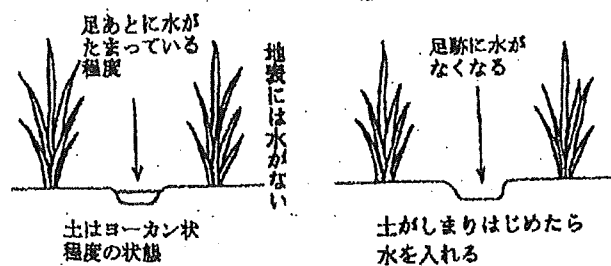
中干し後の根の断面模式図

全体に茶色っぽく細くひげ根が多い。通気組織は小さくなっている。

- ・中干しは、土壤中に酸素を送り込み、根を健全に保ちます。また、肥料や水分を吸収しやすい根を作ります。
- ・中干しは、目標穂数の8割の茎数が確保された頃におこないます。50株/坪植えて、株あたり20~21本（コシヒカリは16本）程度となります。
- ・土面に細かい小ヒビ割れが入れば走り水をし、おおむね10日程度干します。強く干しすぎると、大きなヒビが入り、根が切れてしまいます（強粘質土は強めに干す）。

【中干し後の水管理について】

- ・中干し後、イネの生育は穂づくりの準備に入るとともに、草丈が伸長し始めます。
- ・中干し以降は、水を入れては自然落水を待ち、田面の足跡に水が見えなくなったら水を入れる、の繰り返しで管理します（間断かん水）。中干しでできた根の活力を維持し、しっかりした穂を作るようにします。
- ・出穂前後（穂ばらみ期～開花期）は、イネが水分を多く必要とする時期です。この時期は、水を切らさず管理します。
- ・登熟期は再び間断かん水で管理します。登熟期に水をためすぎると根腐れを起こし、秋落ちの原因となります。



登熟初期の →モミの成長が止まる。
水不足

登熟中後期 →モミの粒張りが悪くなる、品質低下を招く。
の水不足

